



平成27年 5月15日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
野村不動産ホールディングス株式会社
取締役社長 中井 加明三
(コード番号：3231 東証第一部)
問い合わせ先 広報IR部長 宇佐美 直子
TEL：(03) 3348-8117

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の当社第11回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加いたします。
- (2) 平成27年3月6日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図るため、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会の承認を条件に、「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規程の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定の新設その他の所要の変更をするため、定款の一部を変更いたします。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、定款の一部を変更いたします。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 資本政策および配当政策を機動的に行えるよう、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるようにするため、定款の一部を変更いたします。
- (5) その他、上記各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年 6月26日
定款変更の効力発生日	平成27年 6月26日

以 上

【別紙】

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 <条文省略></p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(12) <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(13)前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>第 3 条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条および第 6 条 <条文省略></p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 17 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は12名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 <現行どおり></p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(12) <現行どおり></p> <p><u>(13) 高齢者向け施設等の開発、所有、貸借および経営ならびに介護に関する事業</u></p> <p><u>(14)発電および電力サービス事業</u></p> <p>(15)前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>第 3 条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条および第 6 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>第 7 条～第 16 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は12名以内、<u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <条文省略></p> <p>3. <条文省略></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><新 設></p> <p>第21条および第22条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 <条文省略></p> <p><新 設></p> <p>第25条 <条文省略></p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <現行どおり></p> <p>3. <現行どおり></p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条および第21条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 <現行どおり></p> <p><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益</p>
--	---

<p><u>(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第27条 <条文省略> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 <現行どおり> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</u></p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第28条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第29条 <u>監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u> 2. <u>前項の招集は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 3. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>(員数)</u> 第28条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>(選任方法)</u> 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>(任期)</u> 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了す</u></p>	<p><削 除></p>

<p><u>る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会は、各監査役が招集する。</u></p> <p><u>2. 前項の招集は、各監査役に対し会日より2日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>3. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</u></u></p>	<p><削除></p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第36条 <条文省略></p>	<p>第31条 <現行どおり></p>

